

秋の交通安全運動

9月21日(日)～30日(火)の10日間に渡り、秋の全国交通安全運動が5つの重点項目を挙げて展開されます。

重点項目

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶
- 居眠り運転による交通事故防止

また、**9月30日(火)は交通事故死ゼロを目指す日**と設定されています。

運動中は各地区で様々な交通安全啓発運動が展開される予定です。小さなコミュニティの啓発活動が大きな成果となるよう、地道な努力を続けていきましょう。

問合せ／防災交通担当（内線2116・2117）

9月1日は「防災の日」 8月30日～9月5日までは防災週間です

国では、広く国民が自然災害についての認識を深めるため、毎年9月1日を「防災の日」とし、この日を含む1週間を「防災週間」に指定しております。

町では、この取り組みに合わせて、下記のとおり防災研修会を開催します。

別海町防災研修会開催～釧路地方気象台出前講座～ テーマ『災害発生に備えた住民の情報収集』

気象災害の発生に備え住民自らが情報収集を行い、災害発生後の行動計画や対策及び備えを強靱なものとするために、情報収集の一番身近な手段である天気予報の見方や気象台が発表する各種警報・注意報の基礎知識、また最近の別海町の気象傾向等について下記のとおり研修会を開催します。

対象者：町民

会 場：別海町マルチメディア館

日 時：9月25日(木) 午後7時から8時30分

講 師：釧路地方気象台 予報官 村本 弘幸氏

問合せ／防災交通担当（内線2116・2117）

別海町ふるさと 応援制度

寄付を
いただきました

新家鶴男さん（埼玉県）、浅井えり子さん（東京都）から寄付をいただきました。寄せられた寄付金は『スポーツの振興発展に関する事業』に有効活用させていただきます。

～今後も皆様からの応援をお待ちしています～

問合せ／企画振興担当（内線2213）



標津線代替運送連絡協議会では、路線バスの利用促進のため、次のイベントへ行くための無料乗車券を9月1日(月)から配布します。

利用可能イベント

■根室市	「根室かにまつり」	9／6(土)7(日)
	「根室さんままつり」	9／20(土)21(日)
	「根室産業フェスティバル」	10／5(日)
■標茶町	「産業まつり」	9／14(日)
■標津町	「標津あきあじまつり」	9／28(日)

- 年齢に関係なく、乗車券は1人一枚必要となります。
- 小学生未満は保護者同伴での利用となります。

無料乗車券は総合政策課にて配布します。定員になり次第、締切りとさせていただきますのでご了承ください。

問合せ／地域政策担当（内線2212）

陸上自衛隊

徒步行進訓練の実施について

陸上自衛隊東北方面隊第9師団が、徒步行進訓練を次のとおり行う旨の通知がありましたので、お知らせします。

■日 時

平成26年10月1日(水) 午後3時から
10月2日(木) 午前9時

■訓練経路

(1)矢臼別演習場及び周辺地域

(2)演習場外行進経路

矢臼別演習場入口～町道中西別上風連線
～北2号～町道中西別47線～一般道道
上風連中西別線～15号～開南橋～熊の
巣橋～一般道道上風連大別線～開南入口

■編 成

第9師団 人員約1,080名、車両約30両

■装備等

実弾の入っていない拳銃、小銃（銃剣）、
機関銃、軽対戦車誘導弾の何れかを携行

■訓練等に関する問合せ先

第9師団司令部 第3部訓練班
電話0177-81-0161（内線6034）

問合せ／地域政策担当（内線2211）



タイヤロック装置を導入した滞納対策を行います

この度、町税収納対策の一環として、タイヤロック（車輪止め）を導入しました。

これまで、再三の通知や訪問などの催告に応じない滞納者に対して、預貯金や給与などの債権差押えを行っていますが、新たにタイヤロックによる自動車・軽自動車・オートバイなどの差押えにも着手し、税負担の公平性に向けて取り組ましますのでご承知をお願いします。

納付が困難な場合は、納税相談を随時実施していますのでご連絡願います。

タイヤロックは、差押えした自動車等をすぐに引き揚げずにロックを行い、運行・使用をさせないことで、滞納者に自主的納付を促すことを目的としています。

その場合に滞納者に対しては自動車の保管命令を行いつつ、一定期間内に納税に向けた整理がつかない場合は自動車等を引き上げて公売を実施し、売却代金については未納税の町税に充てることにしております。



タイヤロック装着例

問合せ／収納対策担当（内線1115・1116）

釧路・根室地区地方税 合同公売会開催のお知らせ

地方税の徴収対策の取り組みと納税の啓発及び税の公平性と滞納額の圧縮を図るため、差し押さえた滞納者の財産の合同公売会を北海道、釧路・根室管内の市町村及び釧路・根室広域地方税滞納整理機構が開催します。

原則、どなたでも参加することができますので、多くの皆様の来場をお待ちしています。

■日時 平成26年10月18日(土) 午前10時から

■場所 旧釧路市立東栄小学校・体育館(釧路市弥生2-1-33)

【参加団体】北海道釧路総合振興局・根室振興局、釧路・根室管内の市町村、釧路・根室広域地方税滞納整理機構
問合せ／収納対策担当(1115・1116)

税務課から



消防署から

全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が必要です!!

全ての住宅に「住宅用火災警報器の設置」が義務付けられてから3年以上が経過しました。

町(設置率71%)では、未だに設置されていないご家庭も数多く残っています。

大切な生命と財産を守るために、早急な設置をお願いします。

町内における住宅用火災警報器の奏功事例

- 出火建物 一般住宅
- 出火原因 ガスこんろに鍋をかけたまま放置したもの
- 概要等 一人暮らしの家人が、ガスこんろに鍋をかけていたことを忘れ、空焚きとなり発煙。台所に設置していた住宅用火災警報器が作動し、家人がそれに気づいたため火災に至らなかった。

町民課から

後期高齢者医療保険の 被保険者の皆さまへ

健康診査のご案内

後期高齢者健診を実施しています

6月から、後期高齢者医療保険に加入している方(75歳以上の方など)の健康診査を実施しています。病気の予防、病気を悪化させないためには、定期的な健診が重要です。いくつになっても元気でいきいきと過ごすために、まだ健診を受けていない方は検診を受けて健康管理に努めましょう。

健康診査を受けることで、こんなに良いことがあります

自分の健康を自分で確かめることができます。

生活習慣病を軽症のうちに見つけることができます。

病気が悪化していないか確かめることができます。

病気を悪化させない生活の工夫について知ることができます。

今の健康生活を続けていく励みになります。

5月下旬に「受診券」を送付しています

- 対象者 後期高齢者医療保険に加入している方(75歳以上の方など)
- 実施期間 平成26年6月1日から平成27年2月28日
- 健診医療機関 ①町立別海病院 ②西春別駅前診療所 ③尾岱沼診療所
- 受診方法 受診希望日の1週間前までに医療機関に連絡して、受診日を予約してください。
- 持参するもの 被保険者証、健診料、受診券(5月下旬に送付しています)
- 健診料 自己負担分800円
- 健診内容 問診、身体計測、血圧測定、血液検査(血糖・肝機能・血中脂質)、尿検査(腎機能)

※受診券を紛失された方は下記まで連絡ください。

問合せ／後期高齢者・医療給付担当(内線1241・1242)



別海町ごみの減量化大作戦! その8

引越しなどで大量にごみが出た場合

皆さん、引越しなどで大量にごみが出た場合、どのようにされていますか？

引越しなどにより大量にごみが出た場合、ごみステーションに出してしまうと他のごみが出せなくなるなど近隣の方の迷惑になってしまいます。

一度に大量のごみが出る場合は、ごみ処理場へ直接持ち込むか、許可業者へ依頼するようお願いいたします。ごみの出し方などでわからないことがありましたら、下記までお気軽にお問合せください。

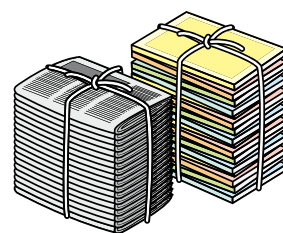
ごみの出し方 その2

新聞やダンボールなどの紙資源ごみを、テープ類でまとめたり紙袋に入れて、しばらずにそのまま出したりしてませんか？

「ごみ出しルール」や「ごみ出し事典」では、ヒモで十字にしばって出すこととしております。これは、雨などで濡れてしまった場合ヒモでしばっていないと、散乱の原因などになってしまうためですので、ご協力をお願いします。

また、紙資源に限らず、収集日以外に他のごみをステーションに出していると、収集日のごみが入らないなどの原因となってしまいます。ごみは、収集日の前日の夜または当日の朝に出すようにお願いします。

ごみの減量化は、私たちのほんの少しの努力の積み重ねで実行できます。今一度確認していただき、ごみの分別・減量化にご協力をお願いいたします。



問合せ／町民生活担当（内線1211～1213）

し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ

10月のくみ取り地区は**中西別、西春別駅前、西春別、泉川、大成、本別、上春別、上風連、奥行**となります。10月にくみ取りが必要な方は**9月20日**までにお申込みください。



くみ取りについて ご注意願います

し尿等のくみ取り作業は計画的に行っています。安全でスムーズに作業を行えるよう、次の点についてご協力をお願いします。

- くみ取り口が見つけにくいと作業の妨げになるだけではなく、作業時の事故につながる危険性もあります。くみ取り口の付近や通路には、物などを置かないようお願いします。また、くみ取り口周辺の草刈・除雪などをお願いします。
(積雪や屋根からの落雪でくみ取り口がふさがっていると、くみ取りできない場合があります)

- 「一杯だからすぐ来てください!」といった急な申込みは、計画の変更を余儀なくされ、既に申込みされている方にも迷惑がかかります。一杯にならなくてもくみ取りはできますので、お早めに申込みください。また、申込みはくみ取り月の前月20日までですので、申込み忘れなどがないよう、ご注意ください。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）